

税制改正のお知らせ

個人市・県民税が改正されます

個人市・県民税(以下、住民税)が平成20年度(平成19年分)から次のように変わります。

住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)適用者に対する調整措置

平成19年から税源移譲によって所得税と住民税の税率が改正されました。この改正で所得税額が減少することにより、住宅借入金等特別控除額(住宅ローン控除額)の適用金額が少なくなる場合があります。所得税額から控除しきれなかった額は、翌年度の住民税額から控除します。対象 平成11年から18年までに入居した方で、住宅借入金等特別控除可能額が所得税額より大きく、税率改正では控除しきれない額がある方(給与所得の方(サラリーマン等)の場合は、源泉徴収票の摘要欄「住宅借入金等特別控除可能額」に金額が記載されている方)申告期限 毎年3月15日(平成20年は3月17日)まで 申告方法 確定申告をする方:住宅借入金等特別控除申告書(確定申告書と一緒に所沢税務署(〒359-002・並木1-7)へ直接または郵送)確定申告をしない方(サラリーマンなど):住宅借入金等特別控除申告書(給与収入のみを有して)確定申告書提出しない(源泉徴収票)および年末調整済みの納税者用)および年末調整済みの源泉徴収票(原本)を支役所2階・市民課課(〒359-800・並木1-1-1)へ直接または郵送

地震保険料控除の創設

近年多発している地震災害を受け、地震保険への加入を促進するために、損害保険料控除が改められ地震保険料控除が創設されました。対象となる地震保険の要件 居住用家屋・生活用動産を保障の目的とする地震保険契約 地震保険料控除の額 住民税:支払った保険料の2分の1(最高25,000円) 所得税:支払った保険料の全額(最高5万円) 長期損害保険契約がある場合の特例として、平成18年未だに締結した長期損害保険契約に係る保険料については、従前の損害保険料控除が適用されます。ただし、地震保険料控除と損害保険料控除をあわせて受ける場合は、長期損害保険契約に関する控除額は住民税で1万円、所得税で15,000円が限度となり、全体で25,000円(所得税においては5万円)が限度になります。

老年者の非課税措置の廃止(経過措置の終了)

年齢65歳以上の方で、合計所得が125万円以下の方に対する非課税措置が平成18年度に廃止されました。これによる急激な税負担の増加を緩和するため平成18年度は年税額を3分の1に、19年度は年税額を3分の2とする経過措置がとられていましたが、この経過措置の期間が終了となります。

税源移譲時の年度間の所得変動に係る経過措置

税源移譲により、所得税率の変更による税負担の軽減の影響は受けず、年齢65歳以上の方で、合計所得が125万円以下の方に対する非課税措置が平成18年度に廃止されました。これによる急激な税負担の増加を緩和するため平成18年度は年税額を3分の1に、19年度は年税額を3分の2とする経過措置がとられていましたが、この経過措置の期間が終了となります。

医療保険制度変更の説明会

4月1日から老人保健法が廃止され、新たに後期高齢者医療制度が始まります。また、国民健康保険法の一部改正が予定されています。このことについて、次のとおり説明会を開催します。

Table with columns for date, time, and location. Includes dates from 1月16日 to 1月25日 and locations like 小手指公民館, 柳瀬公民館, etc.

ご都合のよい会場に直接お越しください。なお、来場の際は公共交通機関をご利用ください。問い合わせ 後期高齢者医療について…福祉総務課(☎2998-9113・FAX2998-1147) 国民健康保険について…国民年金課(☎2998-9131・FAX2998-9061)

児童手当制度のお知らせ

小学校6年生(12歳到達年度末)までの児童を養育している方に、児童手当が支給されます(所得制限あり)。手当を受給するためには「認定請求書」の提出が必要です。出生、転入等により新たに支給資格が生じた方や、現在手当を受給されている方で、新たに対象となる児童が増えた方は申請してください。児童手当の支給開始・手当額改定は、認定請求書を提出した日(郵送の場合は申請書が子ども支援課に届いた日)の属する月の翌月分からとなり、さかのぼって支給することはできません。手続きが遅れないようにご注意ください。



申請に必要なもの すべての方 ▶印鑑▶申請者名義の口座がわかるもの(ゆうちょ銀行以外の普通預金口座) 主に生計を支えている方が申請者になります。 厚生年金等加入の方 ▶申請者の健康保険被保険者証(原本またはコピー) これに加えて、後日年金加入証明書を提出することができます。 平成19年1月1日に所沢市に住所がなかった方 ▶平成19年1月1日に住民登録していた市区町村が発行した所得証明書(勤務先等が発行する「源泉徴収票」「給与証明書」等は不可) 後日提出することもできます

すでに支給中で手当の対象となる児童が増えた方 ▶印鑑 現在手当を受給されている方で、出生等により新たに対象となる児童に関する申請をされる方は、印鑑のみをご用意ください。また、公務員の方(独立行政法人等勤務者を除く)は、勤務先で申請してください。なお、そのほか、必要に応じて提出いただく書類があります。

Table showing income limits for child allowance. Columns: 所得制限限度額(万円), 児童手当(申請時・国民年金加入者・未加入者), 特別給付(申請時・厚生年金加入者). Rows: 0人, 1人, 2人, 3人, 4人.

諸控除金額 ▶老人扶養控除…6万円▶障害者控除…27万円▶特別障害者控除…40万円▶寡婦・寡夫控除…27万円▶特別寡婦控除…35万円▶勤労学生控除…27万円▶雑損控除・医療費控除・小規模企業共済掛金控除…それぞれの控除額

詳細は市ホームページ(「児童手当」で検索)をご覧ください。申請先・問い合わせ 市役所1階・子ども支援課(☎2998-9124・FAX2998-1147)へ直接

平成19年度「税に関する作文・標語」優秀作品を発表します

- 所沢市長賞 松永結花
税金の使い道:狭山ヶ丘中学校3年・大井 瞳
日本の未来のために:芸術総合高校1年・鈴木奈津美
暮らしを支える消費税:中央中学校3年・田中 有
It's not that bad:南陵中学校3年・伊藤夕貴子
税の大切さ:向陽中学校3年・岩本圭太
私たちが支える税:芸術総合高校1年・木村沙織
私達と税金:狭山ヶ丘中学校3年・西村美早子
所沢市税務署長賞
税金について考える:芸術総合高校1年・西村風紗
『ふるさと納税』について:所沢中学校3年・豊田早紀

標語

- 所沢市長賞 豊かな暮らし:柳瀬中学校3年・渡辺のどか

所沢税務署長賞 国を支えるあなたの納税 あなたの税金を支える あなたの納税:東中学校3年・岡野康祐
子どもも社会に貢献 消費税の税金:東中学校3年・奥山雄己
税金を納める心を あなたにも:南陵中学校3年・阿部達徳
税金を納めて守る 笑顔の街:所沢中学校3年・塩原莉華
私のおうね 税はみんなのためだから:所沢中学校3年・南川未来
税金は 明日の生活を 第一歩:東中学校1年・黒田智菜
所沢市税務署長賞
税金は 明るい未来の道しるべ:安松中学校3年・松本武尊
納税で 明るい日本と 豊かな生活:安松中学校3年・谷津杏奈
関東信越国税局長賞
皆で知ろう 税の大事さ 重要さ:所沢中学校3年・大嶋 萌

所得税と住民税の人的控除額の差の一例
基礎控除 38万円 33万円 5万円
配偶者控除 38万円 33万円 5万円
一般の扶養控除 38万円 33万円 5万円
特定扶養控除 63万円 45万円 18万円

所得税と住民税の人的控除額の差の合計額
所得税と住民税の人的控除額の差の合計額
所得税と住民税の人的控除額の差の合計額

Recycling poster information. Includes dates (1月12日, 1月18日, 1月20日, 1月23日, 1月27日, 1月30日), times, and locations (Eco Center, etc.).

所得税の確定申告書作成のための年金収入の方などを対象とした事前説明・相談会



平成19年分の所得税の確定申告書を作成し、提出することができます。2月5日(火)〜7日(木)/午前9時〜11時、午後1時〜3時 受付日程と対象地域は、下表を参考にしてください。 対象 市役所8階大会議室 対象 年金収入のみで所得税が源泉徴収されている方▶年末調整が済んでいる給与所得者で、医療費控除を受けられる方▶平成19年の中途で退職し、その後就職しなかったために、源泉徴収されなかった所得税の年末調整を受けられなかった方

料、介護保険料などの支払いを証明する書類▶保険料控除を受けられる方▶平成19年中に支払った生命保険料、地震保険料の控除証明書▶医療費控除を受けられる方▶平成19年分の医療費の領収書および医療費の補てん金がおよび医療費の補てん金計済みのもの▶配偶者・扶養控除を受けられる方▶配偶者の源泉徴収票等(所得のない方は不要)▶すべての方:①本人名義の金融機関名・支店名・口座番号がわかるもの ②筆記用具 計算器具

Table with columns: 開催日, 対象地域. Rows: 2月5日(火), 2月6日(水), 2月7日(木). Locations include 小手指町, 小手指南, 小手指元町, etc.

Free consultation by tax professionals. 2月1日(金)から15日(土・日曜日、祝日を除く)までの間、各税理士事務所において、年金を受けている方、給与所得者で医療費控除を受けようとする方、年の途中で退職された方のうち収入が600万円以下の方を対象に、税務相談および申告書の作成を無料で行います。